

## 平成 27 年度第 3 回青森市情報公開・個人情報保護審査会 会議概要

日 時：平成 27 年 9 月 30 日（水）13 時 30～14 時 23 分

場 所：市役所第二庁舎 2 階庁議室

出席者：委員 4 名（菊池 至、西田 文仁、船木 清子、山田 信子）

学識経験者 1 名（青森大学准教授小久保 温）

欠席者：委員 3 名（小俣 勝治、國方 明、長内 孝緑）

実施機関：（情報政策課）竹谷副参事、櫻田主事、三上主事

（市民税課）寺山副参事、鳥羽主査、名古屋主事

審査会事務局：（総務部総務課）太田主幹、三浦主査

### 1 議事

- (1) 「個人住民税賦課に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の調査審議

### 2 議事要旨

- ① 【担当課（市民税課）から「個人住民税賦課に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について説明】

・ 質疑等

○ 委員等

委託事項 1 ④の提供方法についてあるが、なぜ専用線を使わないで、電子記録媒体で提供しているのか。

○ 担当課（市民税課）

特別徴収事業者から給与支払報告書のデータを CD などの電子記録媒体として提出されるので、それをそのまま提供している。

○ 委員等

再委託先の会社名を教えてください。

○ 担当課（市民税課）

山二システムである。

○ 委員等

6. 特定個人情報の保管・消去について、②の保管期間は定められていないということ

であるが、税務システムにおける措置で、保管期間は7年間と定められていると記載されている。これは7年以上保管しなさい、若しくは7年経過したら消去しなさいということか。

○担当課（市民税課）

直ちに消去しなさいということではないが、7年間というのは処理できる最長の期限であるので、7年間は保管しておくということになる。

②【特定個人情報保護評価書点検表に基づく点検】

・以下の項目について審査したところ、異議なく了承された。

	点検項目
1	しきい値判断に誤りがないか
2	適切な実施主体が実施しているか
3	公表しない部分は適切な範囲か
4	適切な時期に実施しているか
5	適切な方法で広く市民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか
6	特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められている全ての項目について検討し、記載しているか
7	記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか
8	特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か
9	当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか
10	特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか
11	特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か
12	記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか
13	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか

・7に係る質疑等

○委員等

部署というのは、青森市長と理解すればよろしいか。

○担当課（情報政策課）

担当課という意味で捉えていただいた方がよろしいかと思う。

・ 9に係る質疑等

○委員等

図が何を表しているのか記載した方がよいと思う。